

地域連携推進センター ニュースレター 〈第51号〉

〒780-8073 高知県高知市朝倉本町2丁目17-47

TEL:088-844-8555 FAX:088-844-8556

<http://www.ckkc.kochi-u.ac.jp/>

編集責任者: 吉用武史

はじめに

COCポータルサイトにて全国の地域活動情報を
配信中!

文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC事業)」において、文部科学省から本学への依頼に基づき、COCポータルサイトを開設しております。

ポータルサイトでは、全国の採択機関の情報を取り纏め、大学や一般の皆様へと発信し、以って事業成果を広く皆様に認知いただくことを目的としております。

非常に多くの情報が随時更新されており、色々な活用が可能です。例えば、「各大学の取り組み」にある検索機能を利用して他大学の活動を参照し、自らの教育・研究活動に反映させたり、「イベントカレンダー」を利用して興味ある大学のイベントに参加したり、など。

今後も益々情報を増やしていきますので、是非ご覧になっていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

HPアドレス: <http://www.coc-all.jp/>



目次

p1 はじめに

p2 域学連携推進部門

Topic1. 平成27年度 秋の公開講座 開講科目決定

Topic2. 第35回早明浦湖水祭シンポジウム

p3 産学官民連携推進部門

Topic1. 土佐まるごと社中(TMS) 第1回井戸端会議
開催報告

Topic2. 競争的資金「高知県産学官連携産業創出
研究推進事業」採択情報

p4 知的財産部門

Topic1. 平成27年度特許法等改正説明会



Topic 1. 平成27年度 秋の公開講座 開講科目決定

域学連携推進部門では、教員の教育・研究成果の公表の場として「秋の公開講座」を募集しておりました。結果、以下の科目が開講決定いたしました。

- ・「高知大発！ 健康づくりの新フィットネスプログラム」
教育学部 常行 泰子 先生
- ・「日本画を描く」
教育学部 野角 孝一 先生
- ・「高知家のヒミツを探る！ ～食文化から教えて下さい、高知家の人々！」
農学部 永田 信治 先生
- ・「自然の記録を残す人をつくる
—生物標本作製講座(プラスティネーション標本、フリーズドライ標本、レプリカ資料)—」
四国自然史科学研究センター センター長 谷地森 秀二 先生 他3名(予定)

期 間:10月～1月頃(調整中)

場 所:朝倉キャンパスおよび高知県産学官民連携センター(調整中)

受講料:無料

ご協力いただく先生にはこの場を借りて深くお礼申し上げます。内容等、決定しましたら随時ご連絡いたしますので、ご興味ありそうな方がおられましたら、是非ご案内いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

Topic 2. 第35回早明浦湖水祭シンポジウム

8月1日(土)、吉野川の源流域である高知県の嶺北地域の振興を、住民や市町村職員らがともに考える早明浦湖水祭シンポジウムが、土佐郡土佐町田井の土佐町農村環境改善センターで開催されました。受田センター長が、アクティブシニアの地方への移住と活躍を企図した日本版 CCRC(Continuing Care Retirement Community)の内閣官房における検討状況の説明と、高知県における可能性を講演しました。

その後、嶺北4町村の地方創生担当者と嶺北田舎暮らしネットワーク会長によるパネルディスカッションに移り、高知大学地域コーディネーターである梶 UBC(嶺北地域担当)が座長を務めました。パネルディスカッションにより、嶺北地域への高齢者移住の可能性が具体的に議論されました。



Topic 1. 土佐まるごと社中(TMS)第1回井戸端会議開催報告

第1回土佐まるごと社中井戸端会議を平成27年8月19日(水)18時30分よりココプラ(高知県産学官民連携センター)にて開催しました。井戸端会議とは、TMSメンバー同士の情報交換と交流を目的に、ざっくばらんにディスカッションするもので、グループ形式で参加者が相互に話題を提供しあいました。参加された皆様が積極的に、近況の報告や話題提供をしていただけたことから、各グループでは、その情報に対し、今後の発展性への期待、実現性などさまざま意見や感想が寄せられ、大変有意義な情報交換の場となりました。TMSメンバーの活動など最新の情報が得られる場となりますので、今後も続けていきたいと思います。

【参加者数】:28名

なお、TMSは高知大学が事務局となり、毎月、第2水曜日の夜、産学官民の交流活動を実施しております。



Topic 2. 競争的資金 「高知県産学官連携産業創出研究推進事業」採択情報

【高知県産学官連携産業創出研究推進事業(新規事業)】

理学部附属水熱化学実験所「柳澤 和道」教授及び農学部「藤原 拓」教授が、共同研究者として関わる研究テーマが採択されました。

高知県産学官連携産業創出研究推進事業は、県内に新事業・新産業を創出することによって本県の産業振興につなげるため、県内の産学官が連携して実施する、大学等の研究シーズや企業ニーズに基づき、概ね3年程度で事業化研究(製品化の研究・短期テーマ)への移行が見込めるなど、将来的に事業化が期待できる新たな研究開発要素を持った中期的な実用化研究(中期テーマ研究)を、公募型プロポーザル方式により募集される委託事業です。

採択課題名

○柳澤 和道「新方式フロン分解原理と生成される蛍石のリサイクル方法の研究開発」

代表研究機関:大旺新洋株式会社

○藤原 拓「総エネルギー量の省力化を図った正浸透法による海水の淡水化システムの実用化研究」

代表研究機関:廣瀬製紙株式会社

Topic 1. 平成 27 年度特許法等改正説明会

この度、「特許法等の一部を改正する法律(平成 27 年 7 月 10 日法律第 55 号)」が成立しました。この法律改正に関する説明会が全国で開催されており、8 月 20 日(木)岡山市テクノサポート岡山で開催された説明会に参加しました。

概要は以下の通りです。

(1) 職務発明制度の見直し

従来の原始従業者等帰属に加え、以下の原始使用者等帰属が規定されました。

- ① 権利帰属の不安定性を解消するために、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。
- ② 従業者等は、特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。
- ③ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針を定めるものとする。

(2) 特許料等の改定

- ① 特許料について特許権の設定登録以降の各年において、10%程度引き下げる。
- ② 商標の登録料を25%程度、更新登録料について20%程度引き下げる。
- ③ 特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等について、明細書及び請求の範囲が日本語又は外国語で作成されている場合に依り、それぞれ手数料の上限額を定める。

(3) 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約に加入すべく、国内法における所要の規定の整備を行う。

- ① 特許法について、外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたときは、特許庁長官が通知をするとともに、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することができるものとする等、特許法条約の実施のための規定の整備を行う。
- ② 商標法について、出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出することができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出することができるものとする等、商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行う。

施行日は、公布の日から一年を越えない範囲内において政令で定める日となっています。知的財産部門としては、今回の職務発明制度に関する法改正を受けて、本学の発明の適切な保護が図れるよう規則等の見直しを視野に検討を行っていきます。